

教研第38号の2
教財第60号の2
平成19年4月13日

各県立学校長 様

教育研修課長
教育財務課長

県立学校における物品管理の適正化について(依頼)

県立学校における会計事務処理については、従来から、岐阜県会計規則や関係通知等に基づいた適正な処理をお願いしてきたところですが、今般、ノートパソコンの発熱による事故を防止するため部品の予防交換が実施されたことに伴い、複数の県立高等学校において関係職員の不注意や不十分な物品管理により、学習支援用パソコン等の亡失が発覚したことは、誠に遺憾であります。

つきましては、今後、下記事項に十分留意の上、二度とこのような事案が発生することのないよう、再発防止及び物品管理（特に貸出物品）に万全を期されるようお願いいたします。

なお、平成15年11月12日付け研修管理課事務連絡「ノートパソコン貸出利用規定について（通知）」により、各校で利用規定を作成するようお願いしているところですが、作成状況・内容等を承知したいので、平成19年4月27日（金）までに教育研修課あて同規定の写しを1部送付くださるようお願いいたします。

記

- 1 物品の保管場所の移動、貸出・返却等記録管理の徹底を図るとともに点検を確実に実施すること
- 2 保管庫・保管場所等の施錠の徹底を図ること
- 3 物品現物実査の的確な実施及び保管物品に異常がある場合の報告体制の周知徹底を図ること
- 4 教職員に対する研修など物品管理意識の向上、周知徹底を図ること
（学校備品は貴重な税金により整備されていること、故意又は重大な過失により物品を亡失・損傷した場合は、職員の賠償責任が発生することに十分留意すること）
- 5 会計規則等に基づいた適正な会計事務処理の徹底を図ること

所 属	教育研修課	情報化推進担当	
	教育財務課	経理担当	
担 当	教育研修課	チーフ：藤田	担当：堀
	教育財務課	チーフ：木村	
電話番号	教育研修課	058-271-3457	
	教育財務課	058-272-1111（内線 3558）	